

第十五回 参議院 人事委員会 會議 録 第四号

昭和二十七年十二月四日(木曜日)午前
十時五十三分開会

出席者は左の通り。

委員長 門田 定蔵君
理事 カニエ邦彦君

委員 北村 一男君
千葉 信君
紅露 みつ君

國務大臣 緒方 竹虎君
内閣官房長官 菅野 義九君

政府委員 内閣官房副長官 久田 富治君
総理府事務官 長事務代理 久田 富治君

事務局側 常任委員 川島 孝彦君
会専門員 熊基御堂定君
会専門員 熊基御堂定君

○一般職の職員に給する法律の一部を改正する法律案(内閣送付)

○委員長(門田定蔵君) 只今より委員会を開きます。

本日の議題は一般職の職員に給する法律の一部を改正する法律案の予備審査であります。先ず政府から提案理由の説明を求めます。

○國務大臣(緒方竹虎君) 只今議題となりまして一般職の職員に給する法律の一部を改正する法律案につきまして、その提案理由並びにその要旨を御説明申し上げます。

政府職員に現行給するは、御承知の通り昨年十月から実施されたものであります。その後に於ける民間給与及び

家計費等の上昇の事情に鑑みまして、政府におきましては、この際、政府職員の給与引上げの必要を認め、本法律案を提出した次第であります。

御承知の通り、本年八月人事院からその研究の結果に基づきまして、政府職員の給与改訂につき国会及び政府に対しまして勧告がなされたのであります。

申すまでもなく、政府といたしましては、本案作成に当つて、右人事院勧告に示された給与改訂案につきましては慎重な検討考慮を重ねたのであります。目下の財政経済等の諸事情を総合的に勘案いたしました結果、遺憾ながらこれをそのまま実施できないとの結論に達したのであります。

即ち政府は、本法律案作成に当りましては、最近における民間給与、家計費その他諸般の事情を総合的に勘案いたしました上、財政の許す限度におきまして、努めて人事院の勧告を尊重する建前の下に、職員の給与改善を図ることを以て基本方針といたした次第であります。

次に本法律案の要旨を御説明申し上げます。

第一に、この法律案は、一般政府職員に對しまして昭和二十七年十一月以降に於ける職員総平均の給与額を月額約二割程度引き上げて、おおむねこれを一万二千八百円程度とすることとしたものであります。

なお、この給与改訂に伴う所要経費の増加は、本年度分総額といたしまして、一般会計二百八十八億、特別会計八十億、計三百六十八億であります。別途今期国会に提案いたしました昭和二十七年度補正予算に計上いたしております。

第二に、俸給につきましては、従前に比しまして平均おおむね二割程度増額いたしますと共に、一般俸給表の職務の級四級に新たに八号俸を設けることとしたのであります。

第三に、扶養手当につきましては、なお当分の間、現行の六百円、四百円をそのまま据え置くこととしたのであります。

第四に、勤務地手当につきましては、本年十一月二十四日付人事院の勧告の通り、その支給地域区分を改訂することとしたのであります。

第五に、管理又は監督の地位にある職員に對しましては、その特殊性に基き、超過勤務手当を支給しないこととし、別に給与につき調整を行うことといたしました。

第六に、宿直勤務及び日直勤務を超過勤務と分ち、新たに定額による宿直手当を支給することとしたのであります。

第七に、年末手当及び臨時手当を統合して期末手当の制度を設け、毎年六月及び十二月にそれぞれ俸給、扶養手当及び勤務地手当の月額の合計額の百分の五十を支給することとしたのであります。

第八に、勤勉手当の制度を新たに設け、職員には毎年十二月に、その勤務成績に應じて手当を支給することとし、その支給総額は、俸給、扶養手当及び勤務地手当の月額の支給総額の百分の五十を超えないものといたしました。

又、近く公共企業体等労働関係法の適用を受けることとなる現業職員につきましては、昭和二十七年においては、おおむね勤勉手当に準じまして、奨励手当を支給することとしたのであります。

なお、これらのほか、昇給期間に應ずる昇給間差額、俸給の支給方法、非常勤職員の手当の額、休職者の給与等につき、所定の改正を加えることとしたのであります。

以上本法律案の提案理由並びに要旨を御説明申し上げます。

何とぞ速かに御審議の上御賛成下さるようお願いいたします。

○千葉信君 お尋ねいたしますが、特別職に對する給与の改正に関する案件はいつ頃お出しになるお見込ですか。

○國務大臣(緒方竹虎君) 今大蔵省で研究中でございますが、来週になるであろうであります。

○千葉信君 それから今御説明にありましたが、一万二千八百円程度にするというところで、政府のほうでは現行平均賃金をどれくらいに押えておられるか。切替え以前における平均給与の額はわかるのですか、推定額で結構でございます。

○政府委員(菅野義九君) お答えいたします。現在の平均給与でございますが、昭和二十七年十一月一日というのが一新らしい数字でございますが、それが平均給与一万七千四百円という数字になつております。これを更に分けて申上げますと、俸給が八千二百八十八円、扶養手当九百一十四円、勤務地手当一千八百八十五円、それに特殊勤務手当三百三十六円、合計いたしまして一万七千七百四十四円という数字になります。

なお先ほど官房長官より申上げました大よそ一万二千八百円程度になるといふ数字の内訳を御参考までに申上げますと、この法律が通りまして、現在の公務員にこれを当てはめると、月平均の給与が大体一万二千八百二十円という数字になると思ひます。その内訳を申上げますと、俸給が九千九百七十七円、扶養手当は九百一十四円、勤務地手当は今回改正されますので千六百二十六円四という数字になります。それに特殊勤務手当が三百六十六円四加わりまして、一万二千八百二十円という数字になると思ひます。

○千葉信君 人事院の勧告しました勧告案を見ますと、人事院の主張としては本年五月現在で切替えて幾らになるという、こういう計算になつておりますが、政府のほうでは、本年五月現在の平均給与はどれくらいになつておられるか、それをお考えに立つておられるか、それも承りたい。

○政府委員(菅野義九君) ここに五月現在のものがございせんが、これは後ほどでも調べてお答え申上げます。昨年十月に現在のベースに切替えしましたときは、一万六千一百一十四円でございますが、その後昇給等がございまして、これより相当多くなつておると思ひますが、ここに数字がございせんから後ほど調べて……

○千葉信君 本年五月現在の平均給与から人事院の勧告通り切替えた場合の金額というものと、それから本年五月現在以後における自然昇給等を見込んだ場合の十一月の平均給与は相当これは変わつておると思ひます。従つて政府のほうから仮に一万二千八百二十円という程度に引上げるといふことになりまして、この間に明らかにさななければならぬことは、本年五月現在で人事院の勧告は、切替えて一万三千五百十五円程度の平均給与ということ

を主張しておると思うのです。本年五月現在で切替えた場合ならば、それで簡単に政府の提案しておる平均給与と人事院の勧告との開きがわかるわけですが、これが若し政府の原案通りの形で十一月ということになりますと、十一月現在における平均給与を引上げた場合にも、人事院の勧告との開きが、本年五月現在の平均給与というものが明確になつておらなければ、その差額、人事院勧告と政府案との差額というのは明瞭にならないと思うのですが、是非一つ政府のはうで五月現在の平均給与を的確に把握せられて、この次の委員会で御答弁願いたいと思います。

○政府委員(菅野義久君) 御尤もでございますので、早速調べまして提出いたします。

第六條第二項第二号中「稅務職員及び經濟調查官級別俸給表（別表第一）」を「稅務職員級別俸給表（別表第一）」に改める。

第七條中「最高裁判所長官」を削る。

第八條第四項中「四百圓」を「六百圓」に、「千圓」を「千五百圓」に改め、同條第六項中「一般職の職員」の給与に關する法律の一部を改正する法律（昭和二十六年法律第二百七十八号）附則別表第二を「一般職の職員」の給与に關する法律の一部を改正する法律（昭和二十七年法律第 号）附則別表」に改める。

第九條を次のように改める。

（俸給の支給方法）

第九條 俸給は、月の一日から十五

を差し引いた日数を基礎として日割によつて計算する。

第十條の次に次の一條を加える。

(俸給の特別調整額)

第十條の二 人事院は、管理又は監督の地位にある職員の官職のうち人事院規則で指定するものについて、その特殊性に基き、第六條に規定する俸給表に掲げられている俸給額につき適正な特別調整額表を定めることができる。

2 前条第二項の規定は、前項の規定による俸給の特別調整額について準用する。

第十九條の二中「扶養手当」を「俸給の特別調整額、扶養手当」に、「及び夜勤手当」を「、夜勤手当」、宿日直手当、期末手当及び勤勉手当に改め、同条を第十九條の六とす。

日が日曜日に当たるときは、その前日）に、それぞれその日に在職する職員に支給する。

2 期末手当の額は、それぞれその支給日現在において職員が受けるべき俸給、扶養手当及び勤務地手当の月額合計額に、支給日以前六月以内の期間におけるその者の在職期間に充じて、左の各号に掲げる割合を乗じて得た額とする。

一 在職期間が六月の場合 百分の五十

二 在職期間が三月以上六月未満の場合 百分の三十

三 在職期間が三月未満の場合 百分の十五

(勤勉手当)

第十九条の五 勤勉手当は、十二月

るとこれに徴い」を「百分の百以内」に改め、七十以内」を「百分の百以内」に改め、同項の次に次の一項を加える。

6 国家公務員法第七十九条の規定により休職にされた職員には、他の法律に別段の定がない限り、前五項に定める給与を除く外、他のいかなる給与も支給しない。

附則に次の三項を加える。

7 昭和二十七年においては、造幣局特別会計、印刷局特別会計、国林野事業特別会計、アルコール専売事業特別会計又は郵政事業特別会計において給与を支弁する職員(管理又は監督の地位にある者及び機密の事務を取り扱う者を除く)で、一般職の職員の給与に関する法律の一部を改正する法律

(昭和二十七年法律第 号)施行

○委員長(門田定藏君) それでは本日はこの程度にしておきたいと思いが、御異議ございませんか。

「異議なし」と呼ぶ者あり

○委員長(門田定藏君) それでは委員会はこれで散会いたします。

日まで及び月の十六日から末日までの各期間につき、俸給月額半額を支給する。但し、人事院規則の定めるところにより人事院の承認を得た場合には、期間を分けな
い、月一回にその全額を支給す

第十九条の次に次の四条を加へる。
（宿日直手当）
第十九条之二 宿直勤務又は日直勤

き、その前日）に在職する職員に、その日以前十二月以内の期間におけるその者の勤務成績に應じて、その日に支給する。

の日に在職するものに対しては、
勤勉手当に代え、昭和二十七年四
月一日以後におけるその者の作業
又は勤務の成績に依じて、奨励手
当を同法施行の日から五日以内に

午前十一時六分散會

十二月三日予備審査のため、本委員會に左の事件を付託された。

一般職の職員の給与に関する法律の一部を改正する法律案

2 俸給の支給日は、前項本文の場合には、同項の各期間につき、その期間内の日のうち人事院規則で定める日とし、同項但書の規定により月一回に支給する場合には、

2 前項の勤務は、第十六条、第十

その支給日現在において受けるべき俸給の月額とこれに対する勤務地手当の月額との合計額に、各斤の長又はその委任を受けた者が人事院の定める基準に従つて定める割合を乗じて得た額とする。この

8 第十九条の五第二項の規定は、奨励手当の額について準用する。
この場合において、同項中「その支給日」とあるのは「一般職の職員の給与法」とあるものを指す。

一般職の職員との給与に関する法律
の一部を改正する法律案
一般職の職員との給与に関する法律
の一部を改正する法律
一般職の職員との給与に関する法律
昭和二十五年法律第九十五号の一

その月の十六日以後の日のうち人事院規則で定める日とする。

第九条の二第三項を次のように改める。

3 前二項の規定により俸給を支給する場合であつて、前条第一項に

七条第二項及び第十八条の勤務には含まれないものとする。
(超過勤務手当等に関する規定の適用除外)

第十九条の三 第十六条、第十七条第二項、第十八条及び前条第一項

場合において、各庁の長又はその委任を受けた者が支給する勤勉手当の額の総額は、その者に所属する前項の職員がその支給目現在において受けるべき俸給、扶養手当及び勤務地手当の月額の合計額に

改正する法律(昭和二十七年法律
第 号)施行の日」と、「人事院の
定める基準に従つて定める割合」
とあるのは「定める割合」と読み替
へるものとする。

部を次のように改正する。

第五條第一項中「扶養手当」を「**俸給の特別調整額、扶養手当**」に、「**及び夜勤手当**」を、「**夜勤手当、宿日直手当、期末手当及び勤勉手当**」に改める。

規定する期間（月一回に支給するときは、月）の初日から支給するときは、月以外のとき、又はその期間の末日まで支給するとき以外るときは、その俸給額は、その期間の現日数から勤務を要しない日の日数

の規定は、第十条の二第一項に規定する官職にある職員には適用しない。

(期末手当)

第十九条の四 期末手当は、六月十五日及び十二月十五日（これらの

百分の五十を乗じて得た額の総額をこえてはならない。

第二十二條第一項中「二千二百円」を「三千円」に改める。

第二十三條第五項中「その休職の期間中、」の下に「人事院規則の定め

9 奨励手当は、第五条第一項の規定の適用については、勤勉手当とみなす。

別表第一から別表第六までを次のように改める。

[illegible]

級	職務の級		月	額
	一	二		
一	五、〇〇〇円	五、一〇〇円		
二	五、五五〇	五、七〇〇		
三	六、六五〇	六、九〇〇		
四	八、六五〇	八、九五〇		
五	一〇、六五〇	一一、一〇〇		
六	一二、九〇〇	一三、四〇〇		
七	一五、八〇〇	一六、四〇〇		
八	二〇、〇〇〇	二〇、八〇〇		
九	二二、四〇〇	二三、三〇〇		

別表第三 警察職員、海上保安庁職員（人事院規則で指定する者に限る。）及び矯正職員級別俸給表

職務の級		給	月	額
級	級	給		
一	五、八五〇	円	一	五、八五〇
二	七、一五〇	円	二	七、一五〇
三	八、六五〇	円	三	八、六五〇
四	一〇、二五〇	円	四	一〇、二五〇
五	一二、九〇〇	円	五	一二、九〇〇
六	一五、八〇〇	円	六	一五、八〇〇
七	一八、五〇〇	円	七	一八、五〇〇
八	二一、〇〇〇	円	八	二一、〇〇〇
九	二二、四〇〇	円	九	二二、四〇〇
十	二四、〇〇〇	円	十	二四、〇〇〇
十一	二五、一〇〇	円	十一	二五、一〇〇
十二	二六、二〇〇	円	十二	二六、二〇〇
十三	二七、三〇〇	円	十三	二七、三〇〇
十四	二八、四〇〇	円	十四	二八、四〇〇
十五	二九、五〇〇	円	十五	二九、五〇〇
十六	三〇、六〇〇	円	十六	三〇、六〇〇
十七	三一、七〇〇	円	十七	三一、七〇〇
十八	三二、八〇〇	円	十八	三二、八〇〇
十九	三三、九〇〇	円	十九	三三、九〇〇
二十	三四、〇〇〇	円	二十	三四、〇〇〇
二十一	三五、一〇〇	円	二十一	三五、一〇〇
二十二	三六、二〇〇	円	二十二	三六、二〇〇
二十三	三七、三〇〇	円	二十三	三七、三〇〇
二十四	三八、四〇〇	円	二十四	三八、四〇〇
二十五	三九、五〇〇	円	二十五	三九、五〇〇
二十六	四〇、六〇〇	円	二十六	四〇、六〇〇
二十七	四一、七〇〇	円	二十七	四一、七〇〇
二十八	四二、八〇〇	円	二十八	四二、八〇〇
二十九	四三、九〇〇	円	二十九	四三、九〇〇
三十	四四、〇〇〇	円	三十	四四、〇〇〇
三十一	四五、一〇〇	円	三十一	四五、一〇〇
三十二	四六、二〇〇	円	三十二	四六、二〇〇
三十三	四七、三〇〇	円	三十三	四七、三〇〇
三十四	四八、四〇〇	円	三十四	四八、四〇〇
三十五	四九、五〇〇	円	三十五	四九、五〇〇
三十六	五〇、六〇〇	円	三十六	五〇、六〇〇
三十七	五一、七〇〇	円	三十七	五一、七〇〇
三十八	五二、八〇〇	円	三十八	五二、八〇〇
三十九	五三、九〇〇	円	三十九	五三、九〇〇
四十	五四、〇〇〇	円	四十	五四、〇〇〇
四十一	五五、一〇〇	円	四十一	五五、一〇〇
四十二	五六、二〇〇	円	四十二	五六、二〇〇
四十三	五七、三〇〇	円	四十三	五七、三〇〇
四十四	五八、四〇〇	円	四十四	五八、四〇〇
四十五	五九、五〇〇	円	四十五	五九、五〇〇
四十六	六〇、六〇〇	円	四十六	六〇、六〇〇
四十七	六一、七〇〇	円	四十七	六一、七〇〇
四十八	六二、八〇〇	円	四十八	六二、八〇〇
四十九	六三、九〇〇	円	四十九	六三、九〇〇
五十	六四、〇〇〇	円	五十	六四、〇〇〇
五十一	六五、一〇〇	円	五十一	六五、一〇〇
五十二	六六、二〇〇	円	五十二	六六、二〇〇
五十三	六七、三〇〇	円	五十三	六七、三〇〇
五十四	六八、四〇〇	円	五十四	六八、四〇〇
五十五	六九、五〇〇	円	五十五	六九、五〇〇
五十六	七〇、六〇〇	円	五十六	七〇、六〇〇
五十七	七一、七〇〇	円	五十七	七一、七〇〇
五十八	七二、八〇〇	円	五十八	七二、八〇〇
五十九	七三、九〇〇	円	五十九	七三、九〇〇
六十	七四、〇〇〇	円	六十	七四、〇〇〇
六十一	七五、一〇〇	円	六十一	七五、一〇〇
六十二	七六、二〇〇	円	六十二	七六、二〇〇
六十三	七七、三〇〇	円	六十三	七七、三〇〇
六十四	七八、四〇〇	円	六十四	七八、四〇〇
六十五	七九、五〇〇	円	六十五	七九、五〇〇
六十六	八〇、六〇〇	円	六十六	八〇、六〇〇
六十七	八一、七〇〇	円	六十七	八一、七〇〇
六十八	八二、八〇〇	円	六十八	八二、八〇〇
六十九	八三、九〇〇	円	六十九	八三、九〇〇
七十	八四、〇〇〇	円	七十	八四、〇〇〇
七十一	八五、一〇〇	円	七十一	八五、一〇〇
七十二	八六、二〇〇	円	七十二	八六、二〇〇
七十三	八七、三〇〇	円	七十三	八七、三〇〇
七十四	八八、四〇〇	円	七十四	八八、四〇〇
七十五	八九、五〇〇	円	七十五	八九、五〇〇
七十六	九〇、六〇〇	円	七十六	九〇、六〇〇
七十七	九一、七〇〇	円	七十七	九一、七〇〇
七十八	九二、八〇〇	円	七十八	九二、八〇〇
七十九	九三、九〇〇	円	七十九	九三、九〇〇
八十	九四、〇〇〇	円	八十	九四、〇〇〇
八十一	九五、一〇〇	円	八十一	九五、一〇〇
八十二	九六、二〇〇	円	八十二	九六、二〇〇
八十三	九七、三〇〇	円	八十三	九七、三〇〇
八十四	九八、四〇〇	円	八十四	九八、四〇〇
八十五	九九、五〇〇	円	八十五	九九、五〇〇
八十六	一〇〇、六〇〇	円	八十六	一〇〇、六〇〇
八十七	一〇一、七〇〇	円	八十七	一〇一、七〇〇
八十八	一〇二、八〇〇	円	八十八	一〇二、八〇〇
八十九	一〇三、九〇〇	円	八十九	一〇三、九〇〇
九十	一〇四、〇〇〇	円	九十	一〇四、〇〇〇
九十一	一〇五、一〇〇	円	九十一	一〇五、一〇〇
九十二	一〇六、二〇〇	円	九十二	一〇六、二〇〇
九十三	一〇七、三〇〇	円	九十三	一〇七、三〇〇
九十四	一〇八、四〇〇	円	九十四	一〇八、四〇〇
九十五	一〇九、五〇〇	円	九十五	一〇九、五〇〇
九十六	一一〇、六〇〇	円	九十六	一一〇、六〇〇
九十七	一一一、七〇〇	円	九十七	一一一、七〇〇
九十八	一一二、八〇〇	円	九十八	一一二、八〇〇
九十九	一一三、九〇〇	円	九十九	一一三、九〇〇
一百	一一四、〇〇〇	円	一百	一一四、〇〇〇

別表第四 船員級別俸給表

職務の級給		俸										
給		月										
額		月										
一	号俸	四、七〇〇	四、九〇〇	五、一〇〇	五、二〇〇	五、三〇〇	五、四〇〇	五、五〇〇	五、六〇〇	五、七〇〇	五、八〇〇	五、九〇〇
二	号俸	四、八〇〇	五、〇〇〇	五、一〇〇	五、二〇〇	五、三〇〇	五、四〇〇	五、五〇〇	五、六〇〇	五、七〇〇	五、八〇〇	五、九〇〇
三	号俸	四、九〇〇	五、一〇〇	五、二〇〇	五、三〇〇	五、四〇〇	五、五〇〇	五、六〇〇	五、七〇〇	五、八〇〇	五、九〇〇	六、〇〇〇
四	号俸	五、〇〇〇	五、二〇〇	五、三〇〇	五、四〇〇	五、五〇〇	五、六〇〇	五、七〇〇	五、八〇〇	五、九〇〇	六、〇〇〇	六、一〇〇
五	号俸	五、一〇〇	五、三〇〇	五、四〇〇	五、五〇〇	五、六〇〇	五、七〇〇	五、八〇〇	五、九〇〇	六、〇〇〇	六、一〇〇	六、二〇〇
六	号俸	五、二〇〇	五、四〇〇	五、五〇〇	五、六〇〇	五、七〇〇	五、八〇〇	五、九〇〇	六、〇〇〇	六、一〇〇	六、二〇〇	六、三〇〇
七	号俸	五、三〇〇	五、五〇〇	五、六〇〇	五、七〇〇	五、八〇〇	五、九〇〇	六、〇〇〇	六、一〇〇	六、二〇〇	六、三〇〇	六、四〇〇
八	号俸	五、四〇〇	五、六〇〇	五、七〇〇	五、八〇〇	五、九〇〇	六、〇〇〇	六、一〇〇	六、二〇〇	六、三〇〇	六、四〇〇	六、五〇〇
九	号俸	五、五〇〇	五、七〇〇	五、八〇〇	五、九〇〇	六、〇〇〇	六、一〇〇	六、二〇〇	六、三〇〇	六、四〇〇	六、五〇〇	六、六〇〇
十	号俸	五、六〇〇	五、八〇〇	五、九〇〇	六、〇〇〇	六、一〇〇	六、二〇〇	六、三〇〇	六、四〇〇	六、五〇〇	六、六〇〇	六、七〇〇
十一	号俸	五、七〇〇	五、九〇〇	六、〇〇〇	六、一〇〇	六、二〇〇	六、三〇〇	六、四〇〇	六、五〇〇	六、六〇〇	六、七〇〇	六、八〇〇

別表第五 企業官庁職員級別俸給表

職 務 の 級	俸 給	月 額													
		一 号 俸	二 号 俸	三 号 俸	四 号 俸	五 号 俸	六 号 俸	七 号 俸	八 号 俸	九 号 俸	十 号 俸	十一 号 俸	十二 号 俸	十三 号 俸	十四 号 俸
一	級	四、六〇〇 円	四、七〇〇 円	四、八〇〇 円	四、九〇〇 円	五、〇〇〇 円	五、一〇〇 円	五、二〇〇 円	五、八五〇 円	六、〇〇〇	七、一五〇 円	七、四〇〇 円	八、六五〇 円	八、九五〇	九、二五〇
二	級	五、〇〇〇	五、一〇〇	五、二〇〇	五、三〇〇	五、四〇〇	五、五〇〇	五、七〇〇	六、八五〇	六、九〇〇	八、一五〇	八、四〇〇	一、〇〇〇	一、一〇〇	一、五五〇
三	級	五、四〇〇	五、五〇〇	五、七〇〇	五、八五〇	六、〇〇〇	六、一五〇	六、四〇〇	七、四五〇	七、九〇〇	八、一五〇	一、〇六五	一、一〇〇	一、四〇〇	一、八〇〇
四	級	六、〇〇〇	六、二〇〇	六、四〇〇	六、六五〇	六、九〇〇	七、一五〇	七、四〇〇	八、五五〇	八、九〇〇	一、二五〇	一、三〇〇	一、四〇〇	一、七〇〇	二、〇〇〇
五	級	六、六五〇	六、九〇〇	七、一五〇	七、四〇〇	七、六五〇	七、九〇〇	八、二五〇	九、五五〇	九、八五〇	一、二〇〇	一、三〇〇	一、四〇〇	一、七〇〇	二、〇〇〇
六	級	七、二五〇	七、五〇〇	七、八五〇	八、一〇〇	八、四〇〇	八、六五〇	九、〇〇〇	一、〇〇〇	一、二五〇	一、五〇〇	一、六〇〇	一、七〇〇	二、〇〇〇	二、三〇〇
七	級	七、九〇〇	八、一〇〇	八、四〇〇	八、六五〇	八、九〇〇	九、一五〇	九、四〇〇	一、〇〇〇	一、二五〇	一、五〇〇	一、六〇〇	一、七〇〇	二、〇〇〇	二、三〇〇
八	級	八、五〇〇	八、七〇〇	九、〇〇〇	九、二五〇	九、五〇〇	九、七五〇	一、〇〇〇	一、一〇〇	一、四〇〇	一、六〇〇	一、七〇〇	二、〇〇〇	二、三〇〇	二、六〇〇
九	級	九、一〇〇	九、三〇〇	九、六〇〇	九、八五〇	一、〇〇〇	一、一〇〇	一、四〇〇	一、五〇〇	一、八〇〇	二、〇〇〇	二、一〇〇	二、四〇〇	二、七〇〇	三、〇〇〇
十	級	九、七〇〇	九、九〇〇	一、〇〇〇	一、〇二五	一、一〇〇	一、一五〇	一、四〇〇	一、五〇〇	一、八〇〇	二、〇〇〇	二、一〇〇	二、四〇〇	二、七〇〇	三、〇〇〇
十一	級	一、〇〇〇	一、〇五〇	一、一〇〇	一、一五〇	一、二〇〇	一、二五〇	一、五〇〇	一、六〇〇	一、九〇〇	二、〇〇〇	二、一〇〇	二、四〇〇	二、七〇〇	三、〇〇〇
十二	級	一、〇五〇	一、一〇〇	一、一五〇	一、二〇〇	一、二五〇	一、三〇〇	一、五〇〇	一、六〇〇	一、九〇〇	二、〇〇〇	二、一〇〇	二、四〇〇	二、七〇〇	三、〇〇〇
十三	級	一、一〇〇	一、一五〇	一、二〇〇	一、二五〇	一、三〇〇	一、三五〇	一、五〇〇	一、六〇〇	一、九〇〇	二、〇〇〇	二、一〇〇	二、四〇〇	二、七〇〇	三、〇〇〇
十四	級	一、一五〇	一、二〇〇	一、二五〇	一、三〇〇	一、三五〇	一、四〇〇	一、五〇〇	一、六〇〇	一、九〇〇	二、〇〇〇	二、一〇〇	二、四〇〇	二、七〇〇	三、〇〇〇
十五	級	一、二〇〇	一、二五〇	一、三〇〇	一、三五〇	一、四〇〇	一、四五〇	一、五〇〇	一、六〇〇	一、九〇〇	二、〇〇〇	二、一〇〇	二、四〇〇	二、七〇〇	三、〇〇〇
十六	級	一、二五〇	一、三〇〇	一、三五〇	一、四〇〇	一、四五〇	一、五〇〇	一、五五〇	一、六〇〇	一、九〇〇	二、〇〇〇	二、一〇〇	二、四〇〇	二、七〇〇	三、〇〇〇
十七	級	一、三〇〇	一、三五〇	一、四〇〇	一、四五〇	一、五〇〇	一、五五〇	一、六〇〇	一、六五〇	一、九〇〇	二、〇〇〇	二、一〇〇	二、四〇〇	二、七〇〇	三、〇〇〇
十八	級	一、三五〇	一、四〇〇	一、四五〇	一、五〇〇	一、五五〇	一、六〇〇	一、六五〇	一、七〇〇	一、九〇〇	二、〇〇〇	二、一〇〇	二、四〇〇	二、七〇〇	三、〇〇〇
十九	級	一、四〇〇	一、四五〇	一、五〇〇	一、五五〇	一、六〇〇	一、六五〇	一、七〇〇	一、七五〇	一、九〇〇	二、〇〇〇	二、一〇〇			

別表第六 勤務地手当支給地域区分表

北海道		都道府県	区分	支	給	地	域
北海道	四級地	札幌市	札幌市のうち字苗穂、元村及び丘珠				
	四級地	石狩支庁管内	札幌市のうち字八軒、二十四軒、琴似、山手、宮ノ森、新川、新琴似及び亮寒				
北海道	三級地	旭川市	豊平町のうち字月寒、美園、平岸、中ノ島、東月寒、羊ヶ丘、福住、北野、清田、西岡及び澄川並びに真駒内、石山、藤野、篠舞、豊滝及び定山溪の区域で定山溪鉄道の線路から二キロメートル以内の地域				
	三級地	函館市	釧路市のうち昭和二十四年十月九日における釧路市の区域				
北海道	二級地	帯広市	夕張市				
	二級地	網走市	岩見沢市				
北海道	一級地	留萌市	美唄市				
	一級地	苫小牧市	石狩支庁管内				
北海道	一級地	稚内市	江別町				
	一級地	石狩支庁管内	千歳町のうち朝日町、東雲町、本町、清水町、幸町、千代田町、栄町、錦町、春日町、緑町及び真町				
北海道	一級地	釧路市	上川支庁管内				
	一級地	釧路市	渡島支庁管内				
北海道	一級地	釧路市	上磯町字七重浜				
	一級地	釧路市	亀田町のうち字富岡、中道、鍛冶、本町、昭和、赤川通及び港				
北海道	一級地	釧路市	釧路市のうち三級地に含まれる地域以外の地域				
	一級地	釧路市	帯広市				
北海道	一級地	釧路市	北見市				
	一級地	釧路市	網走市				
北海道	一級地	釧路市	石狩支庁管内				
	一級地	釧路市	札幌市のうち四級地に含まれる地域以外の地域				
北海道	一級地	釧路市	琴似町のうち四級地に含まれる地域以外の地域				
	一級地	釧路市	手稲町				
北海道	一級地	釧路市	豊平町のうち四級地に含まれる地域以外の地域				
	一級地	釧路市	釧路市のうち三級地に含まれる地域以外の地域				

北海道	一級地	空知支庁管内	千歳町のうち三級地に含まれる地域以外の地域
	一級地	空知支庁管内	三等町
北海道	一級地	空知支庁管内	砂川町
	一級地	空知支庁管内	上砂川町
北海道	一級地	空知支庁管内	奈井江町
	一級地	空知支庁管内	滝川町
北海道	一級地	空知支庁管内	歌志内町
	一級地	空知支庁管内	芦別町
北海道	一級地	空知支庁管内	赤平町
	一級地	空知支庁管内	深川町
北海道	一級地	空知支庁管内	東鷹栖町のうち町村道七号道路と町村道十四号道路とは含まれる地域
	一級地	空知支庁管内	神居村のうち字本町、神岡、忠和及び雨粉
北海道	一級地	空知支庁管内	名寄町
	一級地	空知支庁管内	塩谷村
北海道	一級地	空知支庁管内	余市町
	一級地	空知支庁管内	奥尻村
北海道	一級地	空知支庁管内	上磯町のうち字七重浜以外の地域
	一級地	空知支庁管内	亀田町のうち三級地に含まれる地域以外の地域
北海道	一級地	空知支庁管内	幌別町
	一級地	空知支庁管内	川西村字稲田
北海道	一級地	空知支庁管内	根室町
	一級地	空知支庁管内	香深村
北海道	一級地	空知支庁管内	鮎川村
	一級地	空知支庁管内	鷺泊村
北海道	一級地	空知支庁管内	香形町
	一級地	空知支庁管内	仙法志村
北海道	一級地	空知支庁管内	鬼脇村
	一級地	空知支庁管内	天売村
北海道	一級地	空知支庁管内	焼尻村
	一級地	空知支庁管内	篠路村
北海道	一級地	空知支庁管内	石狩町
	一級地	空知支庁管内	恵庭町
北海道	一級地	空知支庁管内	栗沢町
	一級地	空知支庁管内	幌向村
北海道	一級地	空知支庁管内	江部乙町
	一級地	空知支庁管内	由仁町

長沼町 栗山町 妹背牛町 一己村 幌加内村 東鷹栖村のうち二級地に含まれる地域以外の地域 鷹栖村 東旭川村 神楽村のうち三級地に含まれる地域以外の地域 東神楽村 神居村のうち二級地に含まれる地域以外の地域 永山村 当麻村 東川村 美瑛町 富良野町 士別町 美深町 古平町 美国町 岩内町 倶知安町 狩太町 寿都町 江差町 瀬棚町 東瀬棚村 今金町 松前町 木古内町 大野村 七飯村 銭亀沢村 森町 入雲町 長万部町 伊達町 虻田町 白老村	胆振支庁管内	渡島支庁管内	檜山支庁管内	後志支庁管内	上川支庁管内
---	--------	--------	--------	--------	--------

安平村 鷄川村 追分村 静内町 三石町 浦河町 様似町 幌泉村 大正村 川西村のうち字稲田以外の地域 芽室町 清水町 新得町 音更村 幕別町 池田町 広尾町 厚岸町 標茶町 弟子屈町 白糠町 根室支庁管内のうち根室町以外の地域 網走支庁管内 女満別町 美幌町 津別町 斜里町 端野村 訓子府町 置戸町 留辺蘂町 常呂町 遠軽町 紋別町 落滑村 興部町 雄武町	十勝支庁管内	日高支庁管内	釧路国支庁管内	根室支庁管内のうち根室町以外の地域	網走支庁管内	宗谷支庁管内のうち二級地に含まれる地域以外の地域 留萌支庁管内 増毛町
---	--------	--------	---------	-------------------	--------	---

岩手県		青森県	
一級地	二級地	一級地	二級地
盛岡市 釜石市 宮古市 上閉伊郡 大船渡市	盛岡市 釜石市 宮古市 上閉伊郡 甲子村	弘前市 東津軽郡 西津軽郡 中津軽郡 南津軽郡 大鰐町 黒石町 千代村 藤代村 黒石町 大鰐町 尾上町 中郷村 蔵館町 五所河原町 野辺地町 七戸町 三本木町 田名部町 大湊町 上長苗代村 市川村	青森市 八戸市 上北郡 大鰐町 天塩町 羽幌町

宮城県		
一級地	二級地	三級地
古川市 刈田郡 柴田郡 伊具郡 亘理郡 名取郡 宮城郡 志田郡 玉造郡 遠田郡 栗原郡 登米郡 桃生郡 牡鹿郡 本吉郡	白石町 大河原町 船岡町 角田町 亘理町 岩沼町 松島町 多賀城町 七ヶ浜村 鹿島台町 鳴子町 涌谷町 築館町 若柳町 鷺沢町 佐沼町 矢本町 渡波町 女川町 志津川町 気仙沼町	仙台市 石巻市 塩釜市 二戸郡 下閉伊郡 九戸郡 東磐井郡 上閉伊郡 胆沢郡 和賀郡 花巻町 黒沢尻町 水沢町 千厩町 遠野町 大槌町 鶴住居村 岩泉町 久慈町 長内町 福岡町

秋田県		山形県		福島県	
二級地	一級地	二級地	一級地	二級地	一級地
秋田市 大館市	能代市 横手市 鹿角郡 花輪町 尾去沢町 小坂町 鷹巣町 北秋田郡 南秋田郡 由利郡 仙北郡 雄勝郡	山形市 酒田市	米沢市 鶴岡市 新庄市 南村山郡 東村山郡 西村山郡 北村山郡 東置賜郡 西置賜郡 西田川郡	福島市 郡山市 平市	若松市 白河市 信夫郡 飯坂町

茨城県		水戸市のうち昭和二十七年三月三十一日における水戸市の区域	
三級地	二級地		
伊達郡 桑折町 湯野町 梁川町 保原町 川俣町 二本松町 本宮町 熱海町 大槻町 富久山町 須賀川町 田島町 東山村 喜多方町 坂下町 棚倉町 石川町 三春町 泉村 植田町 錦町 勿来町 豊間町 江名町 小名浜町 湯本町 内郷町 好間村 四倉町 富岡町 浪江町 中村町 原町	安達郡 安達町 安積郡 岩瀬郡 南会津郡 北会津郡 耶麻郡 河沼郡 東白川郡 石川郡 田村郡 石城郡	水戸市 日立市 土浦市 古河市 北相馬郡 取手町	水戸市のうち昭和二十七年三月三十一日における水戸市の区域

群馬県			
一級地	二級地	三級地	一級地
群馬郡	高崎市 桐生市 伊勢崎市 太田市 北群馬郡 吾妻郡 邑楽郡	前橋市	栃木市 佐野市 鹿沼市 上都賀郡 下都賀郡 塩谷郡 日光町 足尾町 小山町 塩原町 藤原町
倉賀野町 元総社村	渋川町 草津町 館林町	山辺町 御厨町 小俣町 葉鹿町 三重村 葛生町 田沼町 西那須野町 黒磯町 馬頭町 烏山町 大田原町 氏家町 矢板町 茂木町 益子町 真岡町 今市町 雀宮村	

埼玉県			
四級地	三級地	二級地	
浦和市 川口市 大宮市 北足立郡 蕨町	川越市 熊谷市 所沢市 北足立郡 戸田町 与野町 朝霞町 大和町 鳩ヶ谷町	行田市 秩父市 北足立郡 谷塚町 草加町 鴻巣町 志木町 大和田町 片山村 豊岡町 入間川町 飯能町	北群馬郡 多野郡 甘楽郡 碓氷郡 吾妻郡 利根郡 新田郡 山田郡 邑楽郡 伊香保町 藤岡町 新町 富岡町 安中町 白井町 中之条町 原町 沼田町 水上町 尾島町 大間間町 相生村 大郷村 小泉町
一級地			
北足立郡 土合村 美笹村 新田村 安行村 大門村 上尾町 伊奈村 桶川町 北本宿村 箕田村 吹上町 内間木村 宗岡村 水谷村 芳野村 古谷村 南古谷村 高階村 福岡村 柳瀬村 三ヶ島村 元狭山村 宮寺村 金子村 東金子村 福原村 大東村 坂戸町 松山町 小川町 皆野町 野上町 小鹿野町 本庄町 児玉町 三尻村 妻沼町 幡羅村	入間郡	比企郡 秩父郡 児玉郡 大里郡	

東京都			
五級地			
千代田区 中央区 港区 新宿区 文京区 台東区 墨田区 江東区 品川区 目黒区 大田区 世田谷区 渋谷区 中野区 杉並区 豊島区 北区 荒川区 板橋区	東葛飾郡 大和田町 鎌谷村 流山町 布佐町 風早村 千代田町のうち字四街道以外の地域 白井町 根郷村 和田村 酒々井町 公津村 大森町 木下町 安食町 小見川町 多古町 旭町 八日市場町	香取郡 海上郡 匝瑳郡	

二級地		三級地		四級地	
西多摩郡 瑞穂町 西多摩村	大島支庁管内 三宅支庁管内 八丈支庁管内	北多摩郡 砂川村 拝島村 村山村 大和村 東村山町 清瀬村 久留米村	西多摩郡 五日市町 横山村 浅川町 日野町 町田町 稲城村 福生町	八王子市 青梅市 西多摩郡 南多摩郡 北多摩郡のうち五級地及び三級地に含まれる地域以外の地域	練馬区 足立区 葛飾区 江戸川区 立川市 武蔵野市 三鷹市 北多摩郡 府中市 調布町 神代村 狛江村 小金井町 国立町 国分寺町 田無町

神奈川県			
一級地	五級地	四級地	三級地
南多摩郡のうち四級地及び三級地に含まれる地域以外の地域 西多摩郡のうち四級地、三級地及び二級地に含まれる地域以外の地域 多西村 平井村 東秋留村 西秋留村 増戸村 氷川町	横浜市のうち昭和十四年三月三十一日における横浜市の区域 横浜市のうち昭和二年四月一日に田島町を編入したときの川崎市の区域並びに旧中原町、旧日吉町及び旧高津町の区域 横須賀市のうち昭和十八年三月三十一日における横須賀市及び三浦郡浦賀町の区域 鎌倉市 三浦郡 葉山町のうち四級地に含まれる地域以外の地域 逗子町	横浜市のうち五級地に含まれる地域以外の地域 横須賀市のうち五級地に含まれる地域以外の地域 川崎市のうち五級地に含まれる地域以外の地域 藤沢市 三浦郡 葉山町のうち字太古庭、上山口及び下山口	平塚市 小田原市 茅ヶ崎市 三浦郡 高座郡 三崎町 海老名町 座間町 相模原町 大磯町 湯本町 温泉村
一級地	二級地		
愛甲郡 宮城野村 仙石原村 箱根町 元箱根村 芦之湯村 湯河原町 厚木町 南毛利村	高座郡 寒川町 渋谷町 国府村 二宮町 伊勢原町 大根村 秦野町 東秦野村 南秦野町 大野町 松田町 山北町 南足柄町 吉田島村 岡本村 前羽村 国府津町 酒匂町 真鶴町 吉浜町 愛川町 中野町 与瀬町	足柄上郡 足柄下郡 愛甲郡 津久井郡 三浦郡 高座郡 南下浦町 初声村 小出村 御所見村 有馬村 綾瀬町	

新潟県			
三級地	二級地	一級地	
新潟市	長岡市 高田市 三条市 西頸城郡	柏崎市 新発田市 新津市 北蒲原郡	中郡のうち三級地及び二級地に含まれる地域以外の地域 足柄上郡 中井村 相和村 曾我村 金田村 清水村 北足柄村 福沢村 酒田村 豊川村 上府中村 下曾我村 下中村 片浦村 岩村 福浦村 依知村 陸合村 川尻村 三沢村 串川村 内郷村 千木良村 小原町 吉野町 小淵村 愛甲郡 津久井郡 足柄下郡
	糸魚川町	水原町 葛塚町 五十公野村字上杉原	

富山県			
三級地	二級地	一級地	
富山市	高岡市 新湊市	氷見市 魚津市 上新川郡 中新川郡	中蒲原郡 中条町 五泉町 村松町 亀田町 内野町 吉田町 巻町 燕町 加茂町 見附町 津川町 子板町 幸泊町 宮内町 新尾町 小千谷町 小出町 塩沢町 六日町 十日町 安塚村 柿崎町 新井町 直江津町 青海町 瀬波町 村上町 相川町 両津町 西頸城郡 岩船郡 佐渡郡 南蒲原郡 東蒲原郡 三島郡 古志郡 北魚沼郡 南魚沼郡 中魚沼郡 東頸城郡 中頸城郡
		大沢野町 水橋町 滑川町	

石川県					
三級地	二級地	一級地	三級地	二級地	一級地
金沢市	七尾市 小松市 江沼郡	石川郡 鳳至郡 江沼郡	下新川郡 婦負郡 射水郡 東礪波郡 西礪波郡	上市町 雄山町 桜井町 入善町 泊町 八尾町 吳羽村 婦中町 小杉町 大門町 城端町 福野町 礪波町 石動町 福光町	大聖寺町 動橋町 三木村 瀬越村 三谷村 南郷村 河南村 西谷村 東谷口村 勅使村 橋立町 篠原村 分校村 那谷村
福井県					
三級地	二級地	一級地	三級地	二級地	一級地
福井市	敦賀市 武生市	小浜市 吉田郡 坂井郡	能美郡 石川郡 河北郡 羽咋郡 鳳至郡 珠洲郡	矢田野村 月津村 塩屋村 寺井野町 根上町 山上村 美川町 鶴来町 野々市町 押野村 津幡町 中条村のうち字北中条及び南中条 羽咋町 宇出津町 穴水町 飯田町 上戸村字北方 若山村字出田	森田町 松岡町 三國町 芦原町 吉崎村 金津町 丸岡町 春江町 大野町 下庄町 勝山町 鯖江町 神明町 朝日町 栗野村

山梨県			
一級地	二級地	三級地	大飯郡 高浜町
東山梨郡 日下部町 加納岩町 日川村 勝沼町 塩山町 山城村 住吉村 玉諸村 甲運村 石和町 市川大門町 増穂町 鯉沢町 身延町 龍王村 玉幡村 敷島町 昭和村 小笠原町 巨摩町 蓮崎町 禾生町 東桂村 西桂町 忍野村 中野村 小立村 勝山村 船津村 猿橋町 島田村 上野原町	富士吉田市 谷村町 大月町	甲府市	
岐阜県			
一級地	二級地	三級地	長野県
南佐久郡 白田町 野沢町 中込町 小諸町 岩村田町 丸千町 ちの町 伊那町 赤穂町 辰野町 中笑輪町 塩尻町 本郷村 豊科町 穂高町 大町 篠ノ井町 屋代町 松代町 埴生町 中野町 飯山町	北佐久郡 軽井沢町 下諏訪町 福島町 上松町 須坂町	北安曇郡 大町 篠ノ井町 屋代町 松代町 埴生町 中野町 飯山町	長野市 松本市 上田市 岡谷市 飯田市 諏訪市 北佐久郡 諏訪郡 西筑摩郡 上高井郡 南佐久郡 北佐久郡 小県郡 諏訪郡 上伊那郡 東筑摩郡 南安曇郡 北安曇郡 更級郡 埴科郡 下高井郡 下水内郡
岐阜県			
三級地	三級地	三級地	三級地
岐阜市 大垣市 高山市 多治見市			

一級地		二級地	
駿東郡	網代町 御殿場町 小山町	愛知県	名古屋市のうち四級地に含まれる地域以外の地域
富士郡	富士町	五級地	名古屋市のうち四級地に含まれる地域以外の地域
安倍郡	有度村	四級地	名古屋市のうち四級地に含まれる地域以外の地域
賀茂郡	稲取町 松崎町 中郷村	名古屋市のうち四級地に含まれる地域以外の地域	瑞穂区のうち弥富通と田辺通とを結ぶ線から東南五〇メートル以遠の地域
田方郡	伊豆長岡町 土肥町 修善寺町 函南村 菰山村 大仁町 北狩野村 原町	名古屋市のうち四級地に含まれる地域以外の地域	中川区のうち八田木町及び花池町以外の荒子川から西であつて日本国有鉄道関西線の線路から南の地域
駿東郡	浮島村 愛鷹村 清水村 長泉村 須山村 富士岡村 原里村 印野村 玉穂村 裾野町	名古屋市のうち四級地に含まれる地域以外の地域	港区のうち大江町、昭和町、船見町及び瀬見町以外の荒子川から西の地域
庵原郡	富士川町 蒲原町 由比町 興津町 庵原村 袖師町 飯田村 高部村 美和村 服織村 南薬科村	名古屋市のうち四級地に含まれる地域以外の地域	南区のうち桜本町、霞町、桜台町、元桜田町、迎山町、春日野町、扇田町及び若草町以外の東六号道路から東南五〇メートル以遠の地域
安倍郡		名古屋市のうち四級地に含まれる地域以外の地域	
志太郡	藤枝町	名古屋市のうち四級地に含まれる地域以外の地域	

三級地

豊橋市
岡崎市
瀬戸市
津島市
刈谷市
愛知郡
東春日井郡
西春日井郡
中島郡
鳴海町
守山町
西枇杷島町
稲沢町
大和町字馬引
今伊勢町
奥町
起町
三谷町
蒲郡町

二級地

半田市
春日井市
豊川市
碧南市
挙母市
安城市
愛知郡
東春日井郡
西春日井郡
丹羽郡
中島郡
海部郡
知多郡
天白村
小牧町
旭町
清洲町
新川町
犬山町
古知野町
祖父江町
大和町のうち字馬引以外の地域
萩原町
富田町
蟹江町
大府町
有松町
大高町
横須賀町

一級地

常滑町
武豊町
高浜町
西尾町
新城町
南設楽郡
幡豆郡
碧海郡

愛知郡

豊明村
東郷村
日進村
猪高村
長久手村
幡山村

東春日井郡のうち三級地及び二級地に含まれる地域以外の地域
西春日井郡のうち三級地及び二級地に含まれる地域以外の地域
丹羽郡のうち犬山町及び古知野町以外の地域
葉栗郡

中島郡のうち三級地及び二級地に含まれる地域以外の地域
海部郡のうち富田町及び蟹江町以外の地域
知多郡

東浦町
上野町
八幡町
岡田町
旭町
大野町
鬼崎町
西浦町
内海町
豊浜町
師崎町
河和町
依佐美村
六ツ美村
矢作町
知立町
平坂町
寺津町
一色町
吉田町
幡豆町

碧海郡
幡豆郡

三重県			
三級地	二級地	一級地	
津市 四日市市	宇治山田市 松阪市 桑名市 上野市 鈴鹿市 三重郡 鈴鹿郡 一志郡 度会郡 名賀郡 北牟婁郡 南牟婁郡	桑名郡 員弁郡 三重郡 鈴鹿郡 河芸郡 飯南郡 多気郡	額田郡 福岡町 幸田町 岩津町 田口町 前芝町 小坂井町 御津町 塩津町 形原町 西浦町 二川町 田原町 福江町 渥美郡

滋賀県				
四級地	二級地	一級地		
大津市のうち昭和二十六年三月三十一日における大津市の区域	大津市のうち四級地に含まれる地域以外の地域 彦根市 長浜市 滋賀郡 栗太郡	栗太郡 野洲郡 甲賀郡	度会郡 小俣町 五ヶ所町 四郷村 御薮村 柘植町 西柘植村 箕曲村 阿保町 滝川村 鳥羽町 浜島町 被切町 鵜方町 引本町 長島町 相賀町 錦町 阿田和町 鶴殿村 御給村 北牟婁郡 南牟婁郡 志摩郡 名賀郡 阿山郡	堅田町 治田村大字浜川 草津町 瀬田町 八日市町 米原町 神崎郡 坂田郡 治田村のうち大字浜川以外の地域 守山町 野洲町 石部町 水口町 土山町 甲南町

京都府			
五級地	四級地	三級地	二級地
京都市のうち昭和六年三月三十一日における京都市の区域 上京区のうち昭和六年三月三十一日における上賀茂村、大宮村及び鷹ヶ峰村の区域 下京区のうち昭和六年三月三十一日における吉祥院村及び上鳥羽村の区域 右京区のうち昭和六年三月三十一日における嵯峨町、花園村、太秦村、西院村、松尾村、桂村、川岡村、梅津村及び西京極村の区域 東山区のうち昭和六年三月三十一日における山科町の区域 伏見区のうち昭和六年三月三十一日における伏見市、桃山町、深草町、竹田村、醍醐村、横大路村、納所村、向島村及び下鳥羽村の区域 左京区のうち昭和六年三月三十一日における修学院村及び松ヶ崎村の区域	京都市 右京区のうち昭和六年三月三十一日における梅ヶ畑村の区域 左京区のうち昭和二十四年三月三十一日における岩倉村及び八瀬村の区域	宇治市 乙訓郡 向日町	舞鶴市 綾部市のうち昭和二十五年七月三十一日における綾部町の区域 乙訓郡 久世郡 綴喜郡 相楽郡 木津町 八幡町 淀町 長岡町 久世村
京都市のうち昭和二十五年十一月三十日における久我村及び羽束師村の区域 右京区のうち昭和二十五年十一月三十日における大枝村の区域 上京区のうち昭和二十四年三月三十一日における雲ヶ畑村の区域 左京区のうち昭和二十四年三月三十一日における大原村、静市野村及び鞍馬村の区域 右京区のうち昭和二十三年五月三十一日における中川村及び小野郷村の区域 綾部市のうち三級地に含まれる地域以外の地域 乙訓郡 大山崎村 大原野村 佐山村 御牧村 城陽町 綴喜郡のうち三級地に含まれる地域以外の地域 相楽郡 柳倉村 高麗村 上粕町 加茂町 笠置町 精華村 龜岡町 岡山町 園部町 八木町 宮津町のうち昭和二十六年三月三十一日における宮津町の区域 峰山町	南桑田郡 北桑田郡 船井郡 宇治郡 中郡		

大阪府	五級地	一級地
大阪府 堺市 岸和田市のうち阪和線の線路から西及び東南二キロメートル以内の地域	熊野郡 竹野郡 中郡 吉原村 大宮町 網野町 間人町 久美浜町	京都府のうち五級地、四級地及び二級地に含まれる地域以外の地域 相楽郡 西和東村 中和東村 東和東村 篠村 吉川村 大井村 千代川村 河原林村 保津村 弓削村 摩気町 須知町 下六人部村 上川口村 金谷村 上夜久野村 中夜久野村 下夜久野村 豊里村 佐賀村 大江町 由良村 神崎村 宮津町のうち二級地に含まれる地域以外の地域 吉津村 加悦町 岩滝町 府中村 栗田村 吉原村 大宮町 網野町 間人町 久美浜町

三級地	四級地	
岸和田市のうち五級地に含まれる地域以外の地域 貝塚市のうち五級地に含まれる地域以外の地域 三島郡 豊能郡 泉北郡 泉南郡 南河内郡 味舌町 箕面町のうち四級地に含まれる地域以外の地域 取石村 福泉町 信太村 八坂町 田尻村 尾崎町 長野町	富田林市 三島郡 豊能郡 泉北郡 北河内郡 富田町 箕面町のうち昭和二十三年七月三十一日における箕面町の区域 和泉町 門真町 茨田町	豊中市 布施市 池田市 吹田市 泉大津市 高槻市 貝塚市のうち阪和線の線路から西及び東南二キロメートル以内の地域 守口市 枚方市 茨木市 八尾市 泉佐野市 寝屋川市 豊能郡 泉北郡 中河内郡 庄内町 高石町 忠岡町 加美村 巽町

一級地		二級地	
三島郡 石河村 見山村 清溪村 豊能郡のうち五級地、四級地及び三級地に含まれる地域以外の地域 泉北郡 南横山村 横山村		三島郡のうち四級地、三級地及び一級地に含まれる地域以外の地域 泉北郡のうち五級地、四級地、三級地及び一級地に含まれる地域以外の地域 泉南郡のうち田尻村及び尾崎町以外の地域 南河内郡 三日月村 南八下村 北八下村 駒ヶ谷村 西浦村 平尾村 黒山村 丹南村 丹比村 殖生村 孔舎衛村 中河内郡 北河内郡のうち四級地及び三級地に含まれる地域以外の地域	
		古市町 園分町 狭山町 登美丘町 日置荘町 高鷲村 藤井寺町 道明寺町 志紀村 中河内郡のうち五級地及び二級地に含まれる地域以外の地域 北河内郡 庭窪町 住道町 四条磯町	

兵庫縣			
五級地	四級地	三級地	二級地
南河内郡のうち三級地及び二級地に含まれる地域以外の地域 南松尾村 神戸市のうち四級地及び二級地に含まれる地域以外の地域 尼ヶ崎町 西宮市のうち昭和二十六年三月三十一日における西宮市及び鳴尾町の区域 芦屋市 伊丹市 武庫郡 川辺郡 良元村 宝塚町	神戸市 姫路市 明石市 川辺郡 垂水区のうち旧垂水町の区域以外の地域 長尾村 川西町	西宮市のうち五級地に含まれる地域以外の地域 洲本市 相生市 加古川市 赤穂市のうち昭和二十六年八月三十一日における赤穂郡赤穂町の区域 西脇市のうち大字西脇、下戸田、上戸田、上野、津方、島、大野、大垣内、西島、阪本、寺内、蒲江、野村町、和布町、和田町、高田井町、小坂町、郷ノ瀬町、西田町、宮田町、日野町、富吉南町、西田町、市原町、前島町、堀町、高島町、鹿野町及び比延町 加古郡 阿閉村 高砂町 荒井村	神戸市のうち昭和二十六年六月三十日における有馬郡道場村、大沢村及び八多村の区域 龍野市 豊岡市 赤穂市のうち三級地に含まれる地域以外の地域 西脇市のうち三級地に含まれる地域以外の地域 川辺郡 多田村 東谷村

有馬郡	三田町	美濃郡	三輪町	加東郡	長尾村	加西郡	三木町	加東郡	別所村	加西郡	社町	加古郡	北条町	加古新村	母里村	天満村	曾根町	伊保村	米田町	大塩町	福崎町	田原村	山崎町	城崎町	入鹿町	生野町	和田山町	柏原町	篠山町	入上村	城北村	岡野村	味間村のうち字杉、大沢及び味間新	城南村	岩屋町	津名郡	川辺郡	有馬郡	一級地																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																					

奈良県			
三級地	四級地		
生駒郡 大和高田市 郡山町	奈良市	三原郡 市村 江井町 郡家町 富島町 飯屋町 志筑町 由良町 古市村 味間村のうち二級地に含まれる地域以外の地域	津名郡 志筑町 飯屋町 富島町 郡家町 江井町 市村 福良町 阿万町
		多紀郡 日置村 生郷村 幸世村のうち字水上、柳町及び佐敷	城崎郡 河東村 港村 香住町 国府村 日高町 出石町 養父町 大蔵村 広谷町 梁瀬町 竹田町 浜坂町 温泉町字湯 成松町 佐治町 黒井町 久下村 幸世村のうち字水上、柳町及び佐敷
		氷上郡 成松町 佐治町 黒井町 久下村 幸世村のうち字水上、柳町及び佐敷	美方郡 温泉町字湯 成松町 佐治町 黒井町 久下村 幸世村のうち字水上、柳町及び佐敷
		朝来郡 梁瀬町 竹田町 浜坂町 温泉町字湯 成松町 佐治町 黒井町 久下村 幸世村のうち字水上、柳町及び佐敷	出石郡 養父町 大蔵村 広谷町 梁瀬町 竹田町 浜坂町 温泉町字湯 成松町 佐治町 黒井町 久下村 幸世村のうち字水上、柳町及び佐敷
		養父郡 大蔵村 広谷町 梁瀬町 竹田町 浜坂町 温泉町字湯 成松町 佐治町 黒井町 久下村 幸世村のうち字水上、柳町及び佐敷	城崎郡 河東村 港村 香住町 国府村 日高町 出石町 養父町 大蔵村 広谷町 梁瀬町 竹田町 浜坂町 温泉町字湯 成松町 佐治町 黒井町 久下村 幸世村のうち字水上、柳町及び佐敷
		城崎郡 河東村 港村 香住町 国府村 日高町 出石町 養父町 大蔵村 広谷町 梁瀬町 竹田町 浜坂町 温泉町字湯 成松町 佐治町 黒井町 久下村 幸世村のうち字水上、柳町及び佐敷	大和郡 大和高田市 郡山町

奈良県			
一級地	二級地		
添上郡 辰市村 平和村 治道村 五ヶ谷村 帯解町 明治村 生駒郡のうち三級地及び二級地に含まれる地域以外の地域 山辺郡 二階堂村 朝和村 磯城郡のうち田原本町及び桜井町以外の地域 宇陀郡 宇太町 宇賀志村 伊那佐村 三本松村 内牧村 高市郡のうち二級地に含まれる地域以外の地域	北葛城郡 生駒町 王寺町 添上郡 樺本町 伏見町 斑鳩町 丹波市町 田原本町 桜井町 大字陀町 榛原町 畝傍町 八木町 今井町 新庄町 御所町 五条町 野原町 吉野町 吉野町 大淀町 下市町	北葛城郡 生駒町 王寺町 添上郡 樺本町 伏見町 斑鳩町 丹波市町 田原本町 桜井町 大字陀町 榛原町 畝傍町 八木町 今井町 新庄町 御所町 五条町 野原町 吉野町 吉野町 大淀町 下市町	北葛城郡 生駒町 王寺町 添上郡 樺本町 伏見町 斑鳩町 丹波市町 田原本町 桜井町 大字陀町 榛原町 畝傍町 八木町 今井町 新庄町 御所町 五条町 野原町 吉野町 吉野町 大淀町 下市町

和歌山県					
四級地	三級地	二級地	一級地		
和歌山市	新宮市 海南市 田辺市	海草郡 那賀郡 伊都郡 有田郡 日高郡 西牟婁郡 東牟婁郡	海草郡	北葛城郡のうち王寺町及び新庄町以外の地域 南葛城郡のうち御所町以外の地域 宇智郡のうち五条町及び野原町以外の地域	
		下津町 粉河町 岩出町 橋本町 高野町 湯浅町 箕島町 御坊町 白浜町 串本町 勝浦町	加太町 西脇野村 有功村 直川村 紀伊村 西和佐村 岡崎村 安原村 大崎村 東野上町 椒村 名手町 笠田町 妙寺町 高野口町 応其村 九度山町 広町		

鳥取県					
二級地	一級地				
日高郡 西牟婁郡 東牟婁郡	岩美郡 八頭郡 気高郡 東伯郡 西伯郡	鳥取市 米子市 東伯郡 西伯郡	倉吉町 中浜村 大篠津村	藤並村 御雲村 鳥屋城村 由良町 湯川村 南部町 印南町 新庄村 潮岬村 周参見町 西富田村 日置町 朝来村 岩田村 那智町 下里町 太地町 古座町 西向町 高池町	
		宇倍野村大字奥谷 智頭町 若桜町 郡家町 大正村大字古海 浜村町 上井町 三朝村 八橋町 赤碕町 境町 上道村			

岡山県		島根県	
二級地	三級地	二級地	一級地
岡山市のうち昭和二十七年三月三十一日における児島郡甲浦村の区域	岡山市のうち昭和二十五年八月三十一日における倉敷市の区域	松江市 出雲市 浜田市	益田市 八束郡 能義郡 仁多郡 大原郡 飯石郡 鏡川郡 平田町 大社町 大田町 川本町 江津町 津和野町 西郷町
倉敷市のうち三級地に含まれる地域以外の地域	岡山市のうち四級地及び二級地に含まれる地域以外の地域	日野郡 根雨町	美保関町 森山村 広瀬町 安来町 三成町 横田町 大東町 木次町 三刀屋町 掛合町 大田町 大社町 川本町 江津町 津和野町 西郷町
津山市 児島市 笠岡市 玉島市	倉敷市のうち三級地に含まれる地域以外の地域	日野郡 根雨町	美保関町 森山村 広瀬町 安来町 三成町 横田町 大東町 木次町 三刀屋町 掛合町 大田町 大社町 川本町 江津町 津和野町 西郷町

船越町 海田市町 江田島町のうち字小用、鶯部、本浦及び宮ノ原		二級地 安芸郡 矢野町 坂町 江田島町のうち三級地に含まれる地域以外の地域 音戸町のうち字引地、坪地、鯛浜、南隠渡、北隠渡 及び高須 天応町 五日市町 廿日市町 大竹町 宮島町 祇園町 古市町 可部町 西条町 川尻町 安浦町 安芸津町 寺西町 竹原町 忠海町 向島東村 向島町 土生町 松永町 鞆町 府中町 広谷村大字町 国府村大字府川 十日市町 三次町		一級地 安芸郡 中野村 瀬野村 音戸町のうち二級地に含まれる地域以外の地域 下蒲刈島村	
---	--	---	--	---	--

佐伯郡	上蒲刈島村 向村
	倉橋町
	井口村
	地御前村
	大野町
	玖波町
	小方町
	高田村
	中村
	鹿川町
	三高村
	沖村
	深江村
	大柿町
	飛渡瀬村
	加計町
山県郡	吉田町
高田郡	川上村
賀茂郡	原村
	安登村
	河内町
	太郷町
	幸崎町
	吉名村
	中野村
	東野村
	木ノ江町
	瀬戸田町
	三庄町
	田熊町
世羅郡	甲山町
	東大田村字本郷
	今津町
沼隈郡	柳津村
	千年村
	水呑町
深安郡	大津野村
	市村

山口県	五級地 下関市のうち三級地に含まれる地域以外の地域	三級地 山口市 下関市のうち昭和十二年十一月十四日における小月町、清来村、王司村、勝山村、吉見村、安岡町及び川中村の区域 宇都市 徳山市大字徳山 防府市 岩国市 小野田市 吉敷郡 小郡町	二級地 徳山市のうち大字徳山以外の地域 萩市 下松市 光市 玖珂郡 都濃郡 吉敷郡 厚狭郡 和木村 柳井町 富田町 福川町 大内村 船木町 厚狭町
------------	---	---	---

一級地			大島郡			安下庄町		
一級地			玖珂郡			久賀町		
一級地			熊毛郡			大島町		
一級地			佐波郡			由宇町		
一級地			吉敷郡			鳴門村		
一級地			厚狹郡			玖珂町		
一級地			豐浦郡			高森町		
一級地			豐浦郡			伊保庄村		
一級地			豐浦郡			平生町		
一級地			豐浦郡			田布施町		
一級地			豐浦郡			富海村		
一級地			豐浦郡			大道村		
一級地			豐浦郡			秋穂町		
一級地			豐浦郡			鑄錢司村		
一級地			豐浦郡			東岐波村		
一級地			豐浦郡			阿知須町		
一級地			豐浦郡			厚東村		
一級地			豐浦郡			二俣瀬村		
一級地			豐浦郡			埴生町		
一級地			豐浦郡			王喜村		
一級地			豐浦郡			豐東村		
一級地			豐浦郡			内日村		
一級地			豐浦郡			豐西村		
一級地			豐浦郡			黒井村		
一級地			豐浦郡			川棚村		
一級地			豐浦郡			小串町		
一級地			豐浦郡			西市町		
一級地			豐浦郡			豐田前村		
一級地			豐浦郡			菊川村		
一級地			豐浦郡			大田町		
一級地			豐浦郡			秋吉村		
一級地			豐浦郡			伊佐町		
一級地			豐浦郡			大嶺町		
一級地			豐浦郡			通村		
一級地			豐浦郡			仙崎町		
一級地			豐浦郡			深川町		
一級地			豐浦郡			生雲村		
一級地			豐浦郡			阿武郡		

愛媛県		
三級地	二級地	一級地
香川郡 三豊郡 仲多度郡 綾歌郡	松山市 今治市 宇和島市 八幡浜市 新居浜市 西条市 宇摩郡	四国郡 新居郡 宇摩郡 上浮穴郡 伊予郡 喜多郡 西条郡 東条郡 北条郡
淵崎村 佛生山町 香西町 直島村 宇多津町 津宮村 川津村 土器村 龍川村 覆井村 仁尾町 豊浜町 詫間町 伊吹村	三島町 川之江町	丹原町 壬生川町 泉川町 角野町 中萩町 松柏村 久万町 郡中町 松前町 大洲町 三瓶町 川之石町 宇和町 野村町 吉田町

高知県		
三級地	二級地	一級地
南宇和郡 高知市	高岡郡 幡多郡	安芸郡 香美郡 長岡郡 土佐郡 吾川郡 高岡郡 幡多郡
近永町 御荘町 城辺町	須崎町 中村町	安芸町 室戸町 奈半利町 田野町 室戸岬町 赤岡町 岸本町 山田町 野市町 夜須町 日章村 後免町 稲生村 大津村 介良村 大篠村 野田村 長岡村 宇治村 伊野町 高岡町 佐川町 窪川町 多ノ郷村 宿毛町 清水町

福岡県
五級地
福岡市のうち四級地に含まれる地域以外の地域 若松市 八幡市のうち四級地に含まれる地域以外の地域 戸畑市

小倉市のうち四級地及び三級地に含まれる地域以外の地域 門司市	四級地 福岡市のうち立花寺、金隈、上長尾、檜原、柏原、堤、東油山、田島、片江、七隈、飯倉、庄、小田部、石丸、福重、橋本、戸切、下山門、拾六町、野方、今宿、今津及び能古 八幡市のうち永犬丸、竹末、引野、下上津役、町上津役、小嶺、中河内及び戸下田 直方市 飯塚市 久留米市のうち昭和二十六年三月三十一日における久留米市の区域 大牟田市 小倉市のうち藍島、馬島、昭和十七年五月十四日における曾根村の区域（湯川、葛原、下曾根、中曾根及び上曾根の区域を除く）並びに旧企救郡の志井、中島、山路、昭和十六年三月三十一日における西谷村及び同日における中谷村の区域 田川市 糟屋郡 志免町 和白村 志賀島村 香椎町 宇美町 遠賀村 水巻町 中間町 香月町 芦屋町 小竹町 宮田町 木屋瀬町 植木町 剣町 碓井町 山田町 大隈町 稲築町 庄内町 瀬田村
---	---

11411

佐賀県				
一級地	二級地	三級地		
小城郡 三養基郡 神埼郡 基里村 麓村 小城町 牛津町	佐賀郡 三養基郡 西松浦郡 杵島郡 藤津郡 本庄村 高木瀬村 島栖町 伊万里町 武雄町 嬉野町	佐賀市 唐津市	築上郡 下城井村 葛城村 西角田村 角田村 山田村 千束村 三毛門村 南吉富村	山門郡 京都郡 大和町 水田村 古川村 岡山村 下広川村 中広川村 延永村 碑田村 小波瀬村 今川村 鑓島村 今元村 仲津村 積郷村 泉村 豊津村

長崎県						
一級地	二級地	三級地	四級地			
西彼杵郡 高浜村のうち端島以外の地域 野母村 脇母村	北松浦郡 南松浦郡 下県郡 老岐郡 武生水町 奈良尾町 有川町 富江町 福江町 柚木村 平戸町 大島町 崎戸町 伊王島村 蚊焼村 茂木町 諫早市 大村市 西彼杵郡	島原市 諫早市 大村市 西彼杵郡 高島町 高浜村のうち端島	長崎市 佐世保市 西彼杵郡 深堀村 香焼村	東松浦郡 西松浦郡 杵島郡 藤津郡 相知町 有田町 東有田町 二里村 東山代村 山代町 北方町 大町町 白石町 鹿島町	三日月村	

[illegible]

宮崎県				
一級地	二級地	三級地	一級地	二級地
日南市 小林市 宮崎郡 南那珂郡	日南市 都城市 日向市	延岡市	西国東郡 東国東郡 速見郡 大分郡 北海部郡 大野郡 直入郡 玖珠郡 下毛郡 宇佐郡	日田市 佐伯市 臼杵市 津久見市 北海部郡 佐賀関町
清武町 住吉村 南郷町 福島町			高田町 国東町 豊岡町 日出町 杵築町 鶴崎町 戸次町 由布院町 坂ノ市町 三重町 竹田町 豊岡村 森町 玖珠町 今津町 四日市町 駅館村 柳ヶ浦町 長洲町 宇佐町	

鹿児島県				
一級地	二級地	三級地	一級地	二級地
枕崎市 串木野市 阿久根市 揖宿郡 川辺郡 日置郡 薩摩郡 出水郡 伊佐郡 姶良郡 曽根郡 肝属郡 熊毛郡	川内市 鹿屋市 鹿児島郡	鹿児島市	西諸県郡 児湯郡 東臼杵郡 西臼杵郡	真幸町 高鍋町 妻町 門川町 諸塚村 椎葉村 高千穂町 日ノ影町
指宿町 山川町 加世田町 伊集院町 伊作町 宮之城町 出水町 米ノ津町 大口町 加治木町 国分町 隼人町 岩川町 財部町 末吉町 志布志町 垂水町 串良町 西之表町 中種子町 下屋久村				

備考 本表に掲げる地域等の名称は、本表に別段の定めのない限り、昭和二十七年十月一日における名称とし、本表に定める地域は、それらの名称を有するものの同日における区域又は位置を用いて示された地域とし、その後におけるそれらの名称の変更又はそれらの名称を有するものの区域若しくは位置の変更によつて影響されないものとする。

附則

- この法律は、公布の日から施行し、第八条、第二十二條及び別表の改正規定並びに附則第三項から第八項までの規定は、昭和二十七年十一月一日から適用する。
- 改正後の一般職の職員との給与に関する法律（以下「改正後の法」という。）第九条、第九條の二、第十條の二、第十九條の二及び第十九條の三の規定並びに附則第十一項の規定は、昭和二十八年一月一日から適用する。
- 職員の昭和二十七年十一月一日（以下「切替日」という。）における職務の級は、改正前の一般職の職員の給与に関する法律（以下「改正前の法」という。）の適用により切替日においてその者が属していた職務の級とし、その者の切替日における号俸は、改正前の法の適用により切替日においてその者が受けていた俸給月額に對應するこの法律の附則別表に掲げる新俸給月額に對應するそれぞれの俸給表に定める号俸とする。
- 職員の昭和二十七年十一月二日以後この法律施行の際までの期間内の日における職務の級は、改正前の法の適用により当該期間内の日においてその者が属していた職務の級とし、その者の当該期間内の日における号俸は、改正前の法の適用により当該期間内の日においてその者が受けていた俸給月額に對應するこの法律の附則別表に掲げる新俸給月額に對應するそれぞれの俸給表に定める号俸とする。
- 前二項の規定により求められた職員の新俸給月額が、その者の属する職務の級における俸給の幅の中になくした場合においては、その額をもつてその職員の俸給月額とする。
- 切替日以後この法律施行の際までの期間内において改正前の法の規定に基いてされた職員の俸給に関する決定は、改正後の法の相当規定に基いてされたものとみなす。
- この法律施行前改正前の法及び一般職の職員等の俸給の支給方法の臨時特例に関する法律（昭和二十七年法律第 号）第一条の規定に基いてすでに職員に支払われた切替日以後昭和二十七年十二月三十一日までの期間に係る給与は、改正後の法の規定による給与の内払とみなす。
- 附則第三項及び第四項の規定の適用については、改正前の法の適用により職員が属し、又は受けていた職務の級、号俸及び俸給月額、改正前の法及びこれに基く人事院規則その他の規程に従つて定められたものでなければならぬ。

- 国家公務員に対する年末手当の支給に関する法律（昭和二十五年法律第二百六十六号）は、一般職に属する職員には適用しない。
- 昭和二十七年における改正後の法第十九條の五の規定の適用については、同条中「十二月十五日（この日が日曜日に当たるときは、その前日）又は「その支給日」とあるのは、「一般職の職員の給与に関する法律の一部を改正する法律（昭和二十七年法律第 号）施行の日」と、「その日に支給する。」とあるのは、「その日から五日以内に支給する。」と読み替へるものとする。
- 国家公務員災害補償法（昭和二十六年法律第九十一号）の一部を次のように改正する。
第四条第二項中「俸給」の下に「俸給の特別調整額」を加え、「及び夜勤手当」を「夜勤手当及び宿日直手当」に改める。
- 在外公館に勤務する外務公務員の給与に関する法律（昭和二十七年法律第九十三号）の一部を次のように改正する。
第二条第一項中「扶養手当、年末手当」を「扶養手当、期末手当、勤勉手当」に改め、同条第三項中「及び扶養手当」を「扶養手当、期末手当及び勤勉手当」に改め、同条第四項中「在外職員」を「大使及び公使」に改める。
第三条中「及び年末手当」を「年末手当、期末手当及び勤勉手当」に改める。

第四條第一項中「年末手当」を「年末手当、期末手当及び勤勉手当」に、「第十九條の二」を「第十九條の六」に改める。												
13 南方連絡事務局設置法（昭和二十七年法律第二百八十八号）の一部を次のように改正する。												
第七條第一項中「及び年末手当」を「期末手当及び勤勉手当」に改め、同條第三項中「及び第四項」を削り、「及び年末手当」を「期末手当及び勤勉手当」に改める。												
附則別表 俸給の新旧対照表												
改正前の法の適用により切替日以後この法律施行の際の日において受けていた俸給月額												
一	二	三	四	五	六	七	八	九	一〇	一一	一二	一三
三、六〇〇	三、七〇〇	三、八〇〇	三、九〇〇	四、〇〇〇	四、一〇〇	四、二〇〇	四、三〇〇	四、四〇〇	四、五〇〇	四、六〇〇	四、七〇〇	四、八〇〇
四、四〇〇	四、五〇〇	四、六〇〇	四、七〇〇	四、八〇〇	四、九〇〇	五、〇〇〇	五、一〇〇	五、二〇〇	五、三〇〇	五、四〇〇	五、五〇〇	五、六〇〇
五、四〇〇	五、五〇〇	五、六〇〇	五、七〇〇	五、八〇〇	五、九〇〇	六、〇〇〇	六、一〇〇	六、二〇〇	六、三〇〇	六、四〇〇	六、五〇〇	六、六〇〇
六、六〇〇	六、七〇〇	六、八〇〇	六、九〇〇	七、〇〇〇	七、一〇〇	七、二〇〇	七、三〇〇	七、四〇〇	七、五〇〇	七、六〇〇	七、七〇〇	七、八〇〇
七、八〇〇	七、九〇〇	八、〇〇〇	八、一〇〇	八、二〇〇	八、三〇〇	八、四〇〇	八、五〇〇	八、六〇〇	八、七〇〇	八、八〇〇	八、九〇〇	九、〇〇〇
九、〇〇〇	九、一〇〇	九、二〇〇	九、三〇〇	九、四〇〇	九、五〇〇	九、六〇〇	九、七〇〇	九、八〇〇	九、九〇〇	一〇、〇〇〇	一〇、一〇〇	一〇、二〇〇
一〇、二〇〇	一〇、三〇〇	一〇、四〇〇	一〇、五〇〇	一〇、六〇〇	一〇、七〇〇	一〇、八〇〇	一〇、九〇〇	一一、〇〇〇	一一、一〇〇	一一、二〇〇	一一、三〇〇	一一、四〇〇
一一、四〇〇	一一、五〇〇	一一、六〇〇	一一、七〇〇	一一、八〇〇	一一、九〇〇	一二、〇〇〇	一二、一〇〇	一二、二〇〇	一二、三〇〇	一二、四〇〇	一二、五〇〇	一二、六〇〇
一二、六〇〇	一二、七〇〇	一二、八〇〇	一二、九〇〇	一三、〇〇〇	一三、一〇〇	一三、二〇〇	一三、三〇〇	一三、四〇〇	一三、五〇〇	一三、六〇〇	一三、七〇〇	一三、八〇〇
一三、八〇〇	一三、九〇〇	一四、〇〇〇	一四、一〇〇	一四、二〇〇	一四、三〇〇	一四、四〇〇	一四、五〇〇	一四、六〇〇	一四、七〇〇	一四、八〇〇	一四、九〇〇	一五、〇〇〇
一五、〇〇〇	一五、一〇〇	一五、二〇〇	一五、三〇〇	一五、四〇〇	一五、五〇〇	一五、六〇〇	一五、七〇〇	一五、八〇〇	一五、九〇〇	一六、〇〇〇	一六、一〇〇	一六、二〇〇
一六、二〇〇	一六、三〇〇	一六、四〇〇	一六、五〇〇	一六、六〇〇	一六、七〇〇	一六、八〇〇	一六、九〇〇	一七、〇〇〇	一七、一〇〇	一七、二〇〇	一七、三〇〇	一七、四〇〇
一七、四〇〇	一七、五〇〇	一七、六〇〇	一七、七〇〇	一七、八〇〇	一七、九〇〇	一八、〇〇〇	一八、一〇〇	一八、二〇〇	一八、三〇〇	一八、四〇〇	一八、五〇〇	一八、六〇〇
一八、六〇〇	一八、七〇〇	一八、八〇〇	一八、九〇〇	一九、〇〇〇	一九、一〇〇	一九、二〇〇	一九、三〇〇	一九、四〇〇	一九、五〇〇	一九、六〇〇	一九、七〇〇	一九、八〇〇
一九、八〇〇	一九、九〇〇	二〇、〇〇〇	二〇、一〇〇	二〇、二〇〇	二〇、三〇〇	二〇、四〇〇	二〇、五〇〇	二〇、六〇〇	二〇、七〇〇	二〇、八〇〇	二〇、九〇〇	二一、〇〇〇
二一、〇〇〇	二一、一〇〇	二一、二〇〇	二一、三〇〇	二一、四〇〇	二一、五〇〇	二一、六〇〇	二一、七〇〇	二一、八〇〇	二一、九〇〇	二二、〇〇〇	二二、一〇〇	二二、二〇〇
二二、二〇〇	二二、三〇〇	二二、四〇〇	二二、五〇〇	二二、六〇〇	二二、七〇〇	二二、八〇〇	二二、九〇〇	二三、〇〇〇	二三、一〇〇	二三、二〇〇	二三、三〇〇	二三、四〇〇
二三、四〇〇	二三、五〇〇	二三、六〇〇	二三、七〇〇	二三、八〇〇	二三、九〇〇	二四、〇〇〇	二四、一〇〇	二四、二〇〇	二四、三〇〇	二四、四〇〇	二四、五〇〇	二四、六〇〇
二四、六〇〇	二四、七〇〇	二四、八〇〇	二四、九〇〇	二五、〇〇〇	二五、一〇〇	二五、二〇〇	二五、三〇〇	二五、四〇〇	二五、五〇〇	二五、六〇〇	二五、七〇〇	二五、八〇〇
二五、八〇〇	二五、九〇〇	二六、〇〇〇	二六、一〇〇	二六、二〇〇	二六、三〇〇	二六、四〇〇	二六、五〇〇	二六、六〇〇	二六、七〇〇	二六、八〇〇	二六、九〇〇	二七、〇〇〇
二七、〇〇〇	二七、一〇〇	二七、二〇〇	二七、三〇〇	二七、四〇〇	二七、五〇〇	二七、六〇〇	二七、七〇〇	二七、八〇〇	二七、九〇〇	二八、〇〇〇	二八、一〇〇	二八、二〇〇
二八、二〇〇	二八、三〇〇	二八、四〇〇	二八、五〇〇	二八、六〇〇	二八、七〇〇	二八、八〇〇	二八、九〇〇	二九、〇〇〇	二九、一〇〇	二九、二〇〇	二九、三〇〇	二九、四〇〇
二九、四〇〇	二九、五〇〇	二九、六〇〇	二九、七〇〇	二九、八〇〇	二九、九〇〇	三〇、〇〇〇	三〇、一〇〇	三〇、二〇〇	三〇、三〇〇	三〇、四〇〇	三〇、五〇〇	三〇、六〇〇
三〇、六〇〇	三〇、七〇〇	三〇、八〇〇	三〇、九〇〇	三一、〇〇〇	三一、一〇〇	三一、二〇〇	三一、三〇〇	三一、四〇〇	三一、五〇〇	三一、六〇〇	三一、七〇〇	三一、八〇〇
三一、八〇〇	三一、九〇〇	三二、〇〇〇	三二、一〇〇	三二、二〇〇	三二、三〇〇	三二、四〇〇	三二、五〇〇	三二、六〇〇	三二、七〇〇	三二、八〇〇	三二、九〇〇	三三、〇〇〇
三三、〇〇〇	三三、一〇〇	三三、二〇〇	三三、三〇〇	三三、四〇〇	三三、五〇〇	三三、六〇〇	三三、七〇〇	三三、八〇〇	三三、九〇〇	三四、〇〇〇	三四、一〇〇	三四、二〇〇
三四、二〇〇	三四、三〇〇	三四、四〇〇	三四、五〇〇	三四、六〇〇	三四、七〇〇	三四、八〇〇	三四、九〇〇	三五、〇〇〇	三五、一〇〇	三五、二〇〇	三五、三〇〇	三五、四〇〇
三五、四〇〇	三五、五〇〇	三五、六〇〇	三五、七〇〇	三五、八〇〇	三五、九〇〇	三六、〇〇〇	三六、一〇〇	三六、二〇〇	三六、三〇〇	三六、四〇〇	三六、五〇〇	三六、六〇〇
三六、六〇〇	三六、七〇〇	三六、八〇〇	三六、九〇〇	三七、〇〇〇	三七、一〇〇	三七、二〇〇	三七、三〇〇	三七、四〇〇	三七、五〇〇	三七、六〇〇	三七、七〇〇	三七、八〇〇
三七、八〇〇	三七、九〇〇	三八、〇〇〇	三八、一〇〇	三八、二〇〇	三八、三〇〇	三八、四〇〇	三八、五〇〇	三八、六〇〇	三八、七〇〇	三八、八〇〇	三八、九〇〇	三九、〇〇〇
三九、〇〇〇	三九、一〇〇	三九、二〇〇	三九、三〇〇	三九、四〇〇	三九、五〇〇	三九、六〇〇	三九、七〇〇	三九、八〇〇	三九、九〇〇	四〇、〇〇〇	四〇、一〇〇	四〇、二〇〇
四〇、二〇〇	四〇、三〇〇	四〇、四〇〇	四〇、五〇〇	四〇、六〇〇	四〇、七〇〇	四〇、八〇〇	四〇、九〇〇	四一、〇〇〇	四一、一〇〇	四一、二〇〇	四一、三〇〇	四一、四〇〇
四一、四〇〇	四一、五〇〇	四一、六〇〇	四一、七〇〇	四一、八〇〇	四一、九〇〇	四二、〇〇〇	四二、一〇〇	四二、二〇〇	四二、三〇〇	四二、四〇〇	四二、五〇〇	四二、六〇〇
四二、六〇〇	四二、七〇〇	四二、八〇〇	四二、九〇〇	四三、〇〇〇	四三、一〇〇	四三、二〇〇	四三、三〇〇	四三、四〇〇	四三、五〇〇	四三、六〇〇	四三、七〇〇	四三、八〇〇
四三、八〇〇	四三、九〇〇	四四、〇〇〇	四四、一〇〇	四四、二〇〇	四四、三〇〇	四四、四〇〇	四四、五〇〇	四四、六〇〇	四四、七〇〇	四四、八〇〇	四四、九〇〇	四五、〇〇〇
四五、〇〇〇	四五、一〇〇	四五、二〇〇	四五、三〇〇	四五、四〇〇	四五、五〇〇	四五、六〇〇	四五、七〇〇	四五、八〇〇	四五、九〇〇	四六、〇〇〇	四六、一〇〇	四六、二〇〇
四六、二〇〇	四六、三〇〇	四六、四〇〇	四六、五〇〇	四六、六〇〇	四六、七〇〇	四六、八〇〇	四六、九〇〇	四七、〇〇〇	四七、一〇〇	四七、二〇〇	四七、三〇〇	四七、四〇〇
四七、四〇〇	四七、五〇〇	四七、六〇〇	四七、七〇〇	四七、八〇〇	四七、九〇〇	四八、〇〇〇	四八、一〇〇	四八、二〇〇	四八、三〇〇	四八、四〇〇	四八、五〇〇	四八、六〇〇
四八、六〇〇	四八、七〇〇	四八、八〇〇	四八、九〇〇	四九、〇〇〇	四九、一〇〇	四九、二〇〇	四九、三〇〇	四九、四〇〇	四九、五〇〇	四九、六〇〇	四九、七〇〇	四九、八〇〇
四九、八〇〇	四九、九〇〇	五〇、〇〇〇	五〇、一〇〇	五〇、二〇〇	五〇、三〇〇	五〇、四〇〇	五〇、五〇〇	五〇、六〇〇	五〇、七〇〇	五〇、八〇〇	五〇、九〇〇	五一、〇〇〇
五一、〇〇〇	五一、一〇〇	五一、二〇〇	五一、三〇〇	五一、四〇〇	五一、五〇〇	五一、六〇〇	五一、七〇〇	五一、八〇〇	五一、九〇〇	五二、〇〇〇	五二、一〇〇	五二、二〇〇
五二、二〇〇	五二、三〇〇	五二、四〇〇	五二、五〇〇	五二、六〇〇	五二、七〇〇	五二、八〇〇	五二、九〇〇	五三、〇〇〇	五三、一〇〇	五三、二〇〇	五三、三〇〇	五三、四〇〇
五三、四〇〇	五三、五〇〇	五三、六〇〇	五三、七〇〇	五三、八〇〇	五三、九〇〇	五四、〇〇〇	五四、一〇〇	五四、二〇〇	五四、三〇〇	五四、四〇〇	五四、五〇〇	五四、六〇〇
五四、六〇〇	五四、七〇〇	五四、八〇〇	五四、九〇〇	五五、〇〇〇	五五、一〇〇	五五、二〇〇	五五、三〇〇	五五、四〇〇	五五、五〇〇	五五、六〇〇	五五、七〇〇	五五、八〇〇
五五、八〇〇	五五、九〇〇	五六、〇〇〇	五六、一〇〇	五六、二〇〇	五六、三〇〇	五六、四〇〇	五六、五〇〇	五六、六〇〇	五六、七〇〇	五六、八〇〇	五六、九〇〇	五七、〇〇〇
五七、〇〇〇	五七、一〇〇	五七、二〇〇	五七、三〇〇	五七、四〇〇	五七、五〇〇	五七、六〇〇	五七、七〇〇	五七、八〇〇	五七、九〇〇	五八、〇〇〇	五八、一〇〇	五八、二〇〇
五八、二〇〇	五八、三〇〇	五八、四〇〇	五八、五〇〇	五八、六〇〇	五八、七〇〇	五八、八〇〇	五八、九〇〇	五九、〇〇〇	五九、一〇〇	五九、二〇〇	五九、三〇〇	五九、四〇〇
五九、四〇〇	五九、五〇〇	五九、六〇〇	五九、七〇〇	五九、八〇〇	五九、九〇〇	六〇、〇〇〇	六〇、一〇〇	六〇、二〇〇	六〇、三〇〇	六〇、四〇〇	六〇、五〇〇	六〇、六〇〇
六〇、六〇〇	六〇、七〇〇	六〇、八〇〇	六〇、九〇〇	六一、〇〇〇	六一、一〇〇	六一、二〇〇	六一、三〇〇	六一、四〇〇	六一、五〇〇	六一、六〇〇	六一、七〇〇	六一、八〇〇
六一、八〇〇	六一、九〇〇	六二、〇〇〇	六二、一〇〇	六二、二〇〇	六二、三〇〇	六二、四〇〇	六二、五〇〇	六二、六〇〇	六二、七〇〇	六二、八〇〇	六二、九〇〇	六三、〇〇〇
六三、〇〇〇	六三、一〇〇	六三、二〇〇	六三、三〇〇	六三、四〇〇	六三、五〇〇	六三、六〇〇	六三、七〇〇	六三、八〇〇	六三、九〇〇	六四、〇〇〇	六四、一〇〇	六四、二〇〇
六四、二〇〇	六四、三〇〇	六四、四〇〇	六四、五〇〇	六四、六〇〇	六四、七〇〇	六四、八〇〇	六四、九〇〇	六五、〇〇〇	六五、一〇〇	六五、二〇〇	六五、三〇〇	六五、四〇〇
六五、四〇〇	六五、五〇〇	六五、六〇〇	六五、七〇〇	六五、八〇〇	六五、九〇〇	六六、〇〇〇	六六、一〇〇	六六、二〇〇	六六、三〇〇	六六、四〇〇	六六、五〇〇	六六、六〇〇
六六、六〇〇	六六、七〇〇	六六、八〇〇	六六、九〇〇	六七、〇〇〇	六七、一〇〇	六七、二〇〇	六七、三〇〇	六七、四〇〇	六七、五〇〇	六七、六〇〇	六七、七〇〇	六七、八〇〇
六七、八〇〇	六七、九〇〇	六八、〇〇〇	六八、一〇〇	六八、二〇〇	六八、三〇〇	六八、四〇〇	六八、五〇〇	六八、六〇〇	六八、七〇〇	六八、八〇〇	六八、九〇〇	六九、〇〇〇
六九、〇〇〇	六九、一〇〇	六九、二〇〇	六九、三〇〇	六九、四〇〇	六九、五〇〇	六九、六〇〇	六九、七〇〇	六九、八〇〇	六九、九〇〇	七〇、〇〇〇	七〇、一〇〇	七〇、二〇〇
七〇、二〇〇	七〇、三〇〇	七〇、四〇〇	七〇、五〇〇	七〇、六〇〇	七〇、七〇〇	七〇、八〇〇	七〇、九〇〇	七一、〇〇〇	七一、一〇〇	七一、二〇〇	七一、三〇〇	七一、四〇〇
七一、四〇〇	七一、五〇〇	七一、六〇〇	七一、七〇〇	七一、八〇〇	七一、九〇〇	七二、〇〇〇	七二、一〇〇	七二、二〇〇	七二、三〇〇	七二、四〇〇	七二、五〇〇	七二、六〇〇
七二、六〇〇	七二、七〇〇	七二、八〇〇	七二、九〇〇	七三、〇〇〇	七三、一〇〇	七三、二〇〇	七三、三〇〇	七三、四〇〇	七三、五〇〇	七三、六〇〇	七三、七〇〇	七三、八〇〇
七三、八〇〇	七三、九〇〇	七四、〇〇〇	七四、一〇〇	七四、二〇〇	七四、三〇〇	七四、四〇〇	七四、五〇〇	七四、六〇〇	七四、七〇〇	七四、八〇〇	七四、九〇〇	七五、〇〇〇
七五、〇〇〇	七五、一〇〇	七五、二〇〇	七五、三〇〇	七五、四〇〇	七五、五〇〇	七五、六〇〇	七五、七〇〇	七五、八〇〇	七五、九〇〇	七六、〇〇〇	七六、一〇〇	七六、二〇〇
七六、二〇〇	七六、三〇〇	七六、四〇〇	七六、五〇〇	七六、六〇〇	七六、七〇〇	七六、八〇〇	七六、九〇〇	七七、〇〇〇	七七、一〇〇	七七、二〇〇	七七、三〇〇	七七、四〇〇
七七、四〇〇	七七、五〇〇	七七、六〇〇	七七、七〇〇	七七、八〇〇	七七、九〇〇	七八、〇〇〇	七八、一〇〇	七八、二〇〇	七八、三〇〇	七八、四〇〇	七八、五〇〇	七八、六〇〇
七八、六〇〇	七八、七〇〇	七八、八〇〇	七八、九〇〇	七九、〇〇〇	七九、一〇〇	七九、二〇〇	七九、三〇〇	七九、四〇〇	七九、五〇〇	七九、六〇〇	七九、七〇〇	七九、八〇〇
七九、八〇〇	七九、九〇〇	八〇、〇〇〇	八〇、一〇〇	八〇、二〇〇	八〇、三〇〇	八〇、四〇〇	八〇、五〇〇	八〇、六〇〇	八〇、七〇〇	八〇、八〇〇	八〇、九〇〇	八一、〇〇〇
八一、〇〇〇	八一、一〇〇	八一、二〇〇	八一、三〇〇	八一、四〇〇	八一、五〇〇	八一、六〇〇	八一、七〇〇	八一、八〇〇	八一、九〇〇	八二、〇〇〇	八二、一〇〇	八二、二〇〇
八二、二〇〇	八二、三〇〇	八二、四〇〇	八二、五〇〇	八二、六〇〇	八二、七〇〇	八二、八〇〇	八二、九〇〇	八三、〇〇〇	八三、一〇〇	八三、二〇〇	八三、三〇〇	八三、四〇〇
八三、四〇〇	八三、五〇〇	八三、六〇〇	八三、七〇〇	八三、八〇〇	八三、九〇〇	八四、〇〇〇	八四、一〇〇	八四、二〇〇	八四、三〇〇	八四、四〇〇	八四、五〇〇	八四、六〇〇
八四、六〇〇	八四、七〇〇	八四、八〇〇	八四、九〇〇	八五、〇〇〇	八五、一〇〇	八五、二〇〇	八五、三〇〇	八五、四〇〇	八五、五〇〇	八五、六〇〇	八五、七〇〇	八五、八〇〇
八五、八〇〇	八五、九〇〇	八六、〇〇〇	八六、一〇〇	八六、二〇〇	八六、三〇〇	八六、四〇〇	八六、五〇〇	八六、六〇〇	八六、七〇〇	八六、八〇〇	八六、九〇〇	八七、〇〇〇
八七、〇〇〇	八七、一〇〇	八七、二〇〇	八七、三〇〇	八七、四〇〇	八七、五							

五八	二二、〇〇〇	二九、五〇〇
五九	二二、八〇〇	三〇、六〇〇
六〇	二三、六〇〇	三一、九〇〇
六一	二四、四〇〇	三三、二〇〇
六二	二五、二〇〇	三四、五〇〇
六三	二六、二〇〇	三五、九〇〇
六四	二七、二〇〇	三七、三〇〇
六五	二八、二〇〇	三八、八〇〇
六六	二九、二〇〇	四〇、三〇〇
六七	三〇、三〇〇	四一、八〇〇
六八	三一、四〇〇	四三、三〇〇
六九	三二、五〇〇	四四、八〇〇
七〇	三三、六〇〇	四六、三〇〇
七一	三四、七〇〇	四七、八〇〇
七二	三六、〇〇〇	四九、五〇〇
七三	三七、三〇〇	五一、二〇〇
七四	三八、六〇〇	五二、九〇〇
七五	三九、九〇〇	五四、八〇〇
七六	四一、二〇〇	五六、七〇〇
七七	四二、五〇〇	五八、六〇〇
七八	四四、〇〇〇	六〇、五〇〇
七九	四五、五〇〇	六二、六〇〇
八〇	四七、〇〇〇	六四、七〇〇
八一	四八、五〇〇	六六、八〇〇
八二	五〇、〇〇〇	六九、〇〇〇

昭和二十七年十二月十三日印刷

昭和二十七年十二月十五日発行

參議院事務局

印刷者 大蔵省印刷局